

令和3年1月20日

第1回曾於市農業委員会總會議事録

曾於市農業委員会

第1回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和3年1月20日（水） 午前9時00分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○				

4 欠席委員

5 議事録署名委員

12番 ○○○○○ , 13番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	次長	○○○○○		
	農地係長	○○○○○	農政係長	○○○○○
末吉分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
農林振興課	農政係	○○○○○		

7 閉会年月日

令和3年1月20日（水） 午前11時15分

令和3年第1回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第2号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画
の変更申請について

議案第3号 農地法第5条による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農用地等のあっせんについて

議案第6号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第7号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

(2) 報告第1号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和3年第1回農業委員会総会

令和3年1月20日（水） 午前9時00分

○事務局（○○○○○次長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。12月、1月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりであります。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和3年第1回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。12番○○○○○委員、13番○○○○○委員を指名致します。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第1号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。事務局次長に説明させます。

○事務局（○○○○○次長）

それでは1ページになります。議案第1号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉1号、土地の所在地が末吉町諏訪方横尾○○○○○、地目は畑で、面積412㎡です。譲渡人は、末吉町諏訪方の○○○○○で、譲受人は、末吉町諏訪方の○○○○○です。理由につきましては、贈与です。他15件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○5番委員（○○○○○）

受理番号末吉1号について、1月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人の関係は、親子です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受理番号末吉2号・3号については、譲受人が同一ですので、一緒に報告致します。なお、1月11日に現地調査を行いました。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○1番委員（○○○○○）

受理番号末吉4号について、1月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続いて、受理番号末吉5号ですが、調査は、1月10日に行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、4号については、価格が非常に安いですが、どうしても買って下さいという事で、このような金額になったところです。以上で調査報告を終わります。

○6 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉6号について、1月12日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○9 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅7号について、1月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○10 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅8号について、1月9日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。譲渡人は、千葉県在住で管理できないため、受人に贈与するとの事です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、大隅9号について、1月9日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。譲渡人と譲受人は従弟で、譲渡人は、千葉県在住で管理できないため、譲受人に贈与するとの事です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○15 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅10号について、1月8日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、野菜及び甘藷を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○10 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅11号について、1月12日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。譲渡人と譲受人は、姉妹です。住所は、大崎町ですが20分から30分圏内ですので特に問題ありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇係長で行いました。以上で調査報告を終わります。

○6 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部12号について、1月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、牧草を作付けされる予定で周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○14 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部13号について、1月12日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利

用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，田には水稻，畑には野菜を作付けされる予定であり，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。なお，譲渡人と譲受人は，親子です。以上で報告を終わります。続きまして，受理番号財部14号について，1月12日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，お茶を作付けされる予定であり，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。なお，譲受人と譲渡人は，甥と叔母の関係です。以上で調査報告を終わります。

○3番委員（○○○○○）

受理番号財部15号について，1月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，野菜を作付けされる予定であり，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。なお，贈与にした理由は，隣の農地を買われた時に分筆をしないと税金がかかるので，借入金を多くしたために贈与にしたという事です。以上で調査報告を終わります。

○18番委員（○○○○○）

受理番号財部16号について，1月12日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，果樹と野菜を作付けされる予定であり，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。なお，譲渡人と譲受人は，知人の関係です。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して，質疑，意見はありませんか。
（「はい」の声あり）

○11番委員（○○○○○）

財部13号についてお尋ねします。宅地が1筆入ってますがどういった理由でしょうか。

○14番委員（○○○○○）

宅地は，2件ありまして，どちらも譲り受けるところです。

○11番委員（○○○○○）

農業委員会で処理すべき問題でしょうか。

○事務局（○○○○○）

財部13号は，登記地目については宅地ですが，現況は田になっており，農地扱いという事で3条になるところです。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第1号農地法第3条所有権移転による許可申請については，許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので，本案は，許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第2号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請に

ついてを議題と致します。事務局次長に説明させます。

○事務局（○○○○○次長）

それでは5ページになります。議案第2号について、ご説明致します。受理番号末吉1号、土地の所在地は、末吉町深川見返北○○○○○で、地目は畑で、面積732㎡です。申請人は、財部町南俣の○○○○○、所有者は、都城市梅北町の○○○○○です。転用目的は、貸駐車場です。変更理由は、近隣で自動車修理工場を開始することとなり、修理後の車両置場として利用したいという事です。変更区分は、除外です。他15件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○4番委員（○○○○○）

受理番号末吉1号から受理番号末吉10号まで報告致します。まず、受理番号末吉1号です。申請地は、南柳井谷自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路、西が墓地、南が道路、北が畑であります。目的実現の確実性は、申請地は、駐車場を設置する具体的計画があり確実と思います。位置としましては、除外後は、第一種農地ですが集落接続施設に該当します。計画面積については、駐車場を設置する面積732㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われれます。排水等については、雨水は自然流下で適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われれます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、駐車場を設置する事から、除外やむを得ないとの意見の一致をみました。続きまして、末吉2号です。申請地は、大園下自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が道路、南が河川、北が田であります。目的実現の確実性は、乳牛舎、堆肥舎を設置する具体的計画があり確実と思います。位置としましては、第一種農地の農用地区域内農地に該当します。計画面積については、乳牛舎、堆肥舎を設置する面積2,992㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われれます。排水等については、雨水は自然流下及び浸透桝処理し、汚水はオガクズ及び貯留槽にて処理し、生活排水は、合併浄化槽にて処理するもので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われれます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、乳牛舎、堆肥舎を建築する事から、用途変更やむを得ないという意見の一致をみました。続きまして、末吉3号です。申請地は、小倉自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が太陽光、南が畑、北が畑と山林であります。目的実現の確実性は、太陽光発電施設を設置する具体的計画があり確実と思います。位置としましては、農振除外後は、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積1,465㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下で適当と思います。被害防除については、周囲に防護柵を設置しますので問題はないと思われれます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、農振除外後は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請人は、太陽光発電施設等を設置する事から、除外やむを得ないとする意見の一致をみました。続きまして、受理番号末吉4号から10号ですが、現地が一体化しておりますので一括で報告致します。なお、補足説明資料の29ページと31ページを参考にして頂き、申請地の状況を把握して頂きたいと思われれます。申請地は、湯之尻自治会内にある農地です。周囲の状況は、全体から見て、東が宅地、西が道路、南が河川、北が山林であります。目的実現の確実性は、太陽光発電施設と通路を設置する具体的計画があり確実と思います。なお、4号から9号の一部は、すでに設置済であり始末書が添付されております。位置としましては、4号から9号の○○○○○番地と○○○○○番地は、すでに非農地になっております。9号の○○○○○番地と10号は、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積9,337㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思われれます。

排水等については、雨水は、自然流下で浸透柵を各申請地にそれぞれ設置する事から適当と思います。雨量計算書も添付されております。被害防除につきましては、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はあります。調査結果の総合意見は、申請地は、4号から9号の〇〇〇〇〇番地と〇〇〇〇〇番地は、非農地に該当し、9号の〇〇〇〇〇番地と10号は、第二種農地に該当する事から、除外やむを得ないという意見の一致をみて許可意見です。調査日は1月12日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇係長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇10 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅11号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、桜ヶ丘自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が水路と道路、南が畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、申請人は、市内に家族4人で借家住まいをしている会社員です。家族4人で手狭になり、両親の病気で通院を要する事から、病院も近く両親の住宅も設置するもので実現確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、869㎡に住宅2棟と車庫を設置するもので適当と思われます。排水等については、雨水は既存の水路に放流し、生活雑排水は、合併浄化槽を設置して処理するので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農地の広がり10haを超える集団性があり、また、土地改良事業の施工があった第一種農地にあり、不許可の例外である集落接続施設に該当する事から、除外やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は1月12日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇係長で調査致しました。続きまして、受理番号大隅12号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、桜ヶ丘自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が水路と道路、南が畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、申請人は、市内に借家住まいしている会社員です。家族3人で手狭になり、自己の住宅を建築するもので実現確実です。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、452㎡に住宅1棟と車庫を設置するもので適当と思われます。排水等については、雨水は既存の水路に放流し、生活雑排水は、合併浄化槽を設置して処理するので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農地の広がり10haを超える集団性があり、また、土地改良事業の施工があった第一種農地にあり、不許可の例外である集落接続施設に該当する事から、除外やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は1月12日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇係長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇17 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅13号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、大久保自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が道路、北が畑であります。目的実現の確実性は、申請人は、子が所有する農地を借り受けて住宅を設置し、将来的に子から扶養を受けるため設置するもので実現確実です。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、住宅1棟を建築するもので、所要面積238㎡は適当と思われます。排水等については、雨水は既存の水路に放流し、生活雑排水は、合併浄化槽を設置して処理するので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農地の広がり10haを超える集団性がある第一種農地にあり、不許可の例外である集落接続施設に該当する事から、除外やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は1月12日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇係長で調査致しました。続きまして、受理番号大隅14号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、猫塚自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が保安林、南が水路、北が道路であります。目的実現の確実性は、申請人は、市内で土木・建築業を営む法人で、

申請地にクヌギ 180 本を植林するものであり適当と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、所要面積 1,307 m²にクヌギ 180 本を植林し、隣接地から 4 m の緩衝地を設けるため適当と思われます。排水等については、雨水のみで自然流下とするので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地のその他の農地に該当する事から、除外やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は 1 月 12 日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇係長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇18 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 15 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、水ノ手自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで田、西が宅地、南が道路を挟んで宅地、北が田であります。目的実現の確実性は、金融機関の融資証明が添付してあり確実と思われます。位置としましては、土地改良事業の施工区にある事から、除外後は第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 503 m²に居宅 1 棟 62.93 m²は、周囲の状況からみても適当であると思われます。排水等については、合併浄化槽を設置して、東側の道路側溝に放流する事から適当と思われます。被害防除につきましては、擁壁を設置します。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、問題ないようにと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地であります。周囲に住居がある事から不許可の例外である集落接続施設に該当します。申請人は、現在、貸家住まいですが、今回、集落接続する申請地に一般住宅 1 棟を新築するもので、除外やむを得ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査日は 1 月 12 日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇16 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 16 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、JR 北俣駅付近にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで田、西が河川、南が河川、北が田です。目的実現の確実性は、太陽光発電施設を設置する具体的計画があり確実と思われます。位置としましては、農振除外後は、JR 北俣駅から 300m 以内にある事から第三種農地に該当します。計画面積については、全体面積 1,242 m²に太陽光発電施設を設置する予定で、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下で適当と思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の 300m 以内農地に該当します。申請人は、太陽光発電施設を設置し、事業の経営安定を図るもので、除外やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は 1 月 12 日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
(「はい」の声あり)

〇11 番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉 3 号と財部 16 号ですが、太陽光発電施設で自然流下となっておりますが、浸透枿等は、必要なかったのでしょうか。

〇4 番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉 3 号ですが、浸透枿等の確認をしましたが、この案件の横もすでに太陽光発電施設が出来ています。一番下になります。もし、申請地から流れ出た水が道路に出て、そこを下ると太陽光発電施設があって、そこで受け止めるようになると思います。ですので、浸透枿までは、必要ないように思いました。現況を見たときには、大丈夫ではないかと感じました。隣接地の畑には、一切漏れ

ないような感じでした。

○18 番委員 (○○○○○)

排水溝が設置してありましたが、ちょっと詰まり気味になっておりました。水が漏れないようにと注意したところです。

○11 番委員 (○○○○○)

隣に田がある訳ですので、法面を超えてくる場合も考えられますが、水路の排水溝に流すという事ですか。

○18 番委員 (○○○○○)

はい。

○11 番委員 (○○○○○)

わかりました。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第2号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外、用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、除外、用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。次に議案第3号農地法第5条による許可申請についてを議題と致します。事務局次長に説明させます。

○事務局 (○○○○○次長)

それでは9ページになります。議案第3号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉1号、土地の所在地が、末吉町岩崎路ノ下○○○○○他3筆、地目は田で、面積合計2.992㎡です。譲渡人は、末吉町二之方の○○○○○他3名で、譲受人は、末吉町二之方の○○○○○です。転用目的は、乳牛舎と堆肥舎です。理由につきましては、牛舎等の老朽化及び規模拡大を計画しており、新たに牛舎等を設置したいという事です。農振区分は、用途変更と同時申請です。他10件です。よろしくお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○4 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉1号・2号を現地調査しましたので報告致します。先程の議案2号と同時申請ですので、ある程度省略させて報告致します。受理番号末吉1号は、被害防除計画については、盛土、法面工事し、誓約書も添付されているので問題ないと思います。その他は、先程の報告と同じであります。調査結果の総合意見は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当し、牛舎と堆肥舎を設置する事から、許可相当との意見の一致をみました。続きまして、末吉2号です。被害防除計画については、防護柵を設置し、工作物の高さを下限する誓約書も添付されているので問題ないと思います。その他は、先程の報告と同じであります。調査結果の総合意見は、第二種農地に該当し、太陽光発電施設を設置する事から、やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は1月12日で、調査員は私と○○○○○委員と事務局の○○○○○係長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○17 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅3号を現地調査しましたので報告致します。申請地は、立場自治会にある農地です。

周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が道路、北が宅地です。目的実現の確実性は、申請人は、自然エネルギー等で売電事業を営む法人であり、資金調達については、残高証明書が添付されており、再生可能エネルギー認定書と九電の系統連系工事費負担金の通知がある事から確実と思われます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、申請面積 1,730 m²に太陽光パネル6基 288枚を設置するもので、同種施設の規模状況からみても適当と思われます。排水等については、雨水のみで、申請地内に浸透枥を設置して、自然流下です。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の第二種農地のその他の農地に該当するものと判断されるので、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査日は1月12日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇係長で調査致しました。以上で報告を終わります。

〇10 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅4号を1月12日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、大川原自治会にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が道路、南が山林、北が道路です。目的実現の確実性は、申請人は、大崎町で農業を営む個人です。資金調達については、すでに、建築済みの為、新たに必要とはせず確実です。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、所要面積 430 m²に農機具倉庫と乾燥室を設置しており適当と認められます。排水等については、雨水のみで、自然流下で適当と思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の第二種農地のその他の農地に該当し、昭和60年頃に許可を受けずに農機具倉庫と乾燥室を設置したもので、始末書による追認であり、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして、大隅5号について報告致します。除外の大隅11号で説明しておりますので、その分は、省略致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農地の広がり10haを超える集団性があり、また、土地改良事業の施工があった第一種農地にありますが、不許可の例外である集落接続施設に該当する事から、除外やむを得ないという意見の一致をみました。続きまして、大隅6号ですが、先程の除外の大隅12号で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農地の広がり10haを超える集団性があり、また、土地改良事業の施工があった第一種農地にあり、不許可の例外である集落接続施設に該当する事から、転用やむを得ないという意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇17 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅7号は、除外の大隅13号で報告致しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農地の広がり10haを超える集団性がある第一種農地にあり、不許可の例外である集落接続施設に該当する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査日は1月12日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。引き続き、受理番号大隅8号ですが、除外の17号で報告致しましたので調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地のその他の農地に該当する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査日は1月12日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

〇18 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部9号を1月12日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が道路を挟んで畑、北が畑です。目的実現の確実性は、金融機関の融資証明書が添付してあり確実と思います。位置としましては、10ha以

他にありませんか。

(「はい」の声あり)

○2番委員 (○○○○○)

大隅5号の一般住宅で全体面積869㎡で、369㎡オーバーですが何か理由がありますか。

○10番委員 (○○○○○)

父親の家も建てるという事で2棟建てるので大丈夫かなという事で許可致しました。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいですか。

○2番委員 (○○○○○)

はい

○11番委員 (○○○○○)

今の問題ですが同時に2棟建てる時は、1,000㎡までは良いという事でしょうか。確認です。

○事務局 (○○○○○係長)

一般住宅は、1棟につき基準面積500㎡という事で認めております。この件については、2軒なので1,000㎡までは、良いという判断です。以上です。

○議長 (○○○○○会長)

他にありませんか。

(「はい」の声あり)

○4番委員 (○○○○○)

財部9号ですが、666㎡の隣の土地を3条で購入されていますが、分筆されて農家住宅を建てられるのか。それと、666㎡に家と車庫しかないのですが、農家住宅であれば農業経営を教えてください。

○事務局 (○○○○○係長)

分筆されております。耕作面積が4,100㎡位で親の土地を借りて耕作されているという事です。農家住宅の方の車庫の方にトラクター等を入れるという事です。現在は、実家の方に置いてあるという事です。農家住宅は、1,000㎡までは、超過理由書は要らないところです。以上です。

○4番委員 (○○○○○)

農家住宅としての申請をされるのであれば、農業経営、倉庫等、農業で使う土地が必要だという理由がなければ、農家住宅としての申請はあてはまらないのではないかという私の見解です。なぜ500㎡を超える土地が必要なのかという確認及び調査をする必要があるのではないかという私の意見でございます。

○3番委員 (○○○○○)

今の件に関してですが、補足説明資料の106ページですが、左側の765㎡も農地として売っていただければ、そこでも農業をしたいという事でした。以上です。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員から言われましたとおり、調査については、農家住宅で申請があった場合は、農業経営状況、なぜその面積が必要なのか等を聞き取りしていただきたいと思っております。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第3号農地法5条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。次に議案第4号非農地証明願についてを議題と致します。事務局次長に説明させます。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇次長)

それでは、12ページになります。議案第4号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉1号、土地の所在地が末吉町南之郷前畑〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積483㎡です。申請人は、都城市の〇〇〇〇〇〇で経緯につきましては、平成2年頃農機具等を保管する倉庫を建築してしまいましたという事です。他2件です。よろしくお願い致します。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○6番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号1号から3号まで続けて報告致します。調査日は、1月12日に行いました。末吉1号については、申請地は、橋野南自治会にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで田、南が道路を挟んで田、北が宅地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は受けておりません。申請地は、西側南側に道路を挟んで田がありますが、排水等の流れ込み等はなく、農地に影響はありません。その他、農地法上特に問題はありません。平成2年に申請人の父親が建築したもので、現在、倉庫として使用中です。ついては、20年以上経過しており、農地に復元する事も著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。続けて、末吉2号です。申請地は、岩南自治会にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が道路を挟んで畑、北が宅地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は受けておりません。申請地は、南側は、道路を挟んで畑がありますが、排水等の流れ込み等はなく、宅地に囲まれており、農地がない為、影響はありません。その他、農地法上特に問題はありません。平成5年頃に申請人の父親が建築したもので、現在も自宅として利用中です。ついては、建築後20年以上経過しており、農地に復元する事も著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。続けて、末吉3号です。申請地は、高松自治会にある農地です。周囲の状況は、東が田、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は受けておりません。申請地は、東側に農地がありますが、排水等の流れ込み等はなく、影響はありません。その他、農地法上特に問題はありません。昭和61年頃に申請人の父親が建築したもので、現在も自宅として利用中です。ついては、建築後20年以上経過しており、農地に復元する事も著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

議案第4号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。次に議案第5号農用地等のあっせんについてを議題と致します。事務局次長に説明させます。

○事務局（○○○○○次長）

それでは13ページになります。議案第5号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉1号、申出者が末吉町岩崎の○○○○○で、申出地の所在が末吉町岩崎長笹ノ上○○○○○他4筆、地目は全て畑、合計面積19,061㎡です。申出の内容は、売りたいです。他16件です。よろしくお願ひします。

○議長（○○○○○会長）

ここで、あっせん委員を指名致します。末吉1については1番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉2については、2番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉3・4については、17番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉5・6については、4番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉7・8・9については、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅10については、18番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅11については、10番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅12については、19番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部13・14については、14番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部15については、7番○○○○○委員、○○○○○推進委員、を指名致します。よろしくお願ひします。

○議長（○○○○○会長）

続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願ひします。

○13番委員（○○○○○）

末吉79号は、打切でお願ひします。

○17番委員（○○○○○）

末吉80号は、継続でお願ひします。

○19番委員（○○○○○）

大隅81号は、継続でお願ひします。

○5番委員（○○○○○）

末吉85号は、打切でお願ひします。

○17番委員（○○○○○）

末吉87号は、継続でお願ひします。

○9番委員（○○○○○）

大隅89号は、継続でお願ひします。

○14番委員（○○○○○）

財部90号は、継続でお願ひします。先程のあっつせんの財部14号の1,072㎡については、成立です。

○1番委員（○○○○○）

末吉91・92・93号は、継続でお願ひします。

○13番委員（○○○○○）

末吉94号は、死亡の為、打切でお願ひします。

○5番委員（○○○○○）

末吉95・96・97・98号は、継続でお願ひします。

○15番委員（○○○○○）

大隅99号は、継続でお願ひします。

○14番委員（○○○○○）

財部100号は、継続でお願ひします。

○7番委員（○○○○○）

財部102・103号は、継続でお願ひします。

○3番委員（○○○○○）

財部104・105号は、継続でお願ひします。

○議長（○○○○○会長）

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きお願い致します。ここで10分間暫時休憩致します。

（休憩：午前10時15分）

（再開：午前10時25分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開致します。議案第6号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年以上6年未満末吉37・38新規10年以上末吉40・41・42再設定3年以上6年未満大隅63・64再設定10年以上末吉32・33を除いて議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は、期間ごとに中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規3年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第6号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年以上6年未満末吉37・38新規10年以上末吉40・41・42再設定3年以上6年未満大隅63・64再設定10年以上末吉32・33を除いて申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

（「○○○○○委員退席」）

○議長（○○○○○会長）

議案第6号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年以上6年未満末吉37についてを議題といたします。

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第6号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年以上6年未満末吉37については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席をお願いします。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

（「○○○○○委員退席」）

○議長（○○○○○会長）

議案第6号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年以上6年未満末吉38、新規10年以上末吉40・41・42、再設定10年以上末吉32・33についてを議題といたします。

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第6号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年以上6年未満末吉38、新規10年以上末吉40・41・42、再設定10年以上末吉32・33については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席をお願いします。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

（「○○○○○委員退席」）

○議長（○○○○○会長）

議案第6号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定3年以上6年未満大隅63・64についてを議題といたします。

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第6号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定3年以上6年未満大隅63・64については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席をお願いします。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

次に議案第7号農用地利用集積計画の所有権移転について、末吉13を除いて議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑・意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○2番委員（○○○○○）

末吉2号ですが、この畑は私の農地パトロールの場所ですが、現在、ハウス2棟と竹等があり、荒れておりますが全部効率利用要件されていないと思いますが許可すべきでしょうか。

○13番委員（○○○○○）

この件についてお答え致します。今年の6月に依頼を受けまして、調査したところ中間管理機構にこの農地と他に2筆貸してありました。現状としては、中間管理機構から月野さんが借りて野菜の苗床をされおりました。しかし、奥さんが3年前前から病気をされて、畑の管理をされなくなり、他の畑もほとんど管理されなくなり、○○○○○さんは、貸している以上は、ちゃんと管理をして貰いたいと再三お願いをするのですが、次します次しますと言われ中々してもらえず、ハウスがあるところは、○○○○○さんの家の後にあり、農林振興課から再三管理のお願いをし、昨年8月までにして下さいとお願いしましたがされてなくて、中間管理機構は、ちゃんと管理してもらわないと次の人に貸す事が出来ないで中間管理機構から解約する事はできないと言われました。ハウス以外のところを綺麗にしたという事で中間管理機構から合意解約の許可がおりまして、買ってもらうという事になりました。○○○○○さんも自分では管理できないので、○○○○○さんにちゃんとしてもらうという事で今回に至りました。

○2番委員（○○○○○）

事情は分かりましたけど、農地法3条とか経営基盤強化促進法での所有権移転は、全部効率利用要件というのがありますからそれに適しているのかという事です。これが認められれば、これからは、そのような案件も認めるという事でよろしいでしょうか。

○議長（○○○○○会長）

やはり、荒らしている農地を所有権移転するという事は、望ましくないので耕作出来るようにしてから所有権移転をするという事でどうでしょうか。保留でどうでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第7号農用地利用集積計画の所有権移転について、末吉2を除いて申出のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

(「○○○○○委員退席」)

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第7号農用地利用集積計画の所有権移転について末吉13を議題と致します。

○議長 (○○○○○会長)

質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第7号農用地利用集積計画の所有権移転の末吉13については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は、復席願います。

(「○○○○○委員復席」)

○議長 (○○○○○会長)

次に利用権の設定状況集計表を、事務局次長に説明させます。

○事務局 (○○○○○次長)

それでは、利用権の設定状況集計表になります。1月分利用権設定の新規は、田が30筆で面積29,758㎡、畑が131筆で面積266,462㎡、計161筆で面積296,220㎡、件数は95件でございます。再設定は、田が35筆で面積43,868㎡、畑が149筆で面積290,397㎡、計184筆で面積334,265㎡、件数は123件でございます。所有権移転については、田が8筆で面積9,228㎡、畑が1筆保留がありましたので、18筆で面積31,247㎡、計26筆で面積40,475㎡、件数は12件でございます。合計しますと371筆で面積670,960㎡、件数は230件となっております。以上でございます。

○議長 (○○○○○会長)

次に報告第1号合意解約等の報告については、総会資料の57ページから71ページですのでご覧下さい。

○議長 (○○○○○会長)

その他で何かありませんか。

(「はい」の声あり)

○6番委員 (○○○○○)

法人がお茶を作付けするという事で購入したが植え付けされていない指導方法について

○議長 (○○○○○会長)

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局（○○○○○次長）

事務連絡

○事務局（○○○○○係長）

事務連絡

○14 番委員（○○○○○）

農政部会について

○2 番委員（○○○○○）

経営基盤強化促進法の農業新聞購読について

○2 番委員（○○○○○）

説明

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和3年第1回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○次長）

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和3年1月20日（水） 午前11時15分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員